

福岡県田川地区消防組合職員の育児休業等に関する条例

〔平成4年3月6日〕
〔条例第2号〕

改正 平成12年2月24日条例第1号 平成13年2月21日条例第3号
平成14年2月26日条例第1号 平成14年12月18日条例第4号
平成22年3月26日条例第2号 平成22年9月24日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(育児休業法第2条第1項ただし書の規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなつたこと。

(2) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失つた後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書(様式第1)により任命権者に申し出た場合に限る。)

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第6条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例(昭和56年条例第1号。以下「給与条例」という。)第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業している職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、内部の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(部分休業の承認)

第10条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、30分を単位として行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取り扱い)

第11条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条に規定する勤務1時間当たり給与額を減額して支給する。

第12条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年条例第 3 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 1 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 143 号。以下この条において「改正法」という。）の施行の日前に改正法の規定による改正前の育児休業法第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしたことのある職員（改正法の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。）については、改正法の規定による改正後の育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情には、改正法附則第 2 条第 2 項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなつたことを含むものとする。

2 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

附 則（平成 14 年条例第 4 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条並びに附則第 3 項、第 4 項及び第 5 項の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 省略

3 省略

（福岡県田川地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

4 福岡県田川地区消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 第 1 項中「3 箇月以内（基準日が 12 月 1 日であるときは、6 箇月以内）」を「6 箇月以内」に改める。

5 平成 15 年 6 月 1 日に育児休業している職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の育児休業等に関する条例第 5 条の 3 第 1 項の規定の適用については、同項中「6 箇月以内」とあるのは「3 箇月以内」とする。

（委任）

6 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成 22 年条例第 2 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の職員の育児休業に関する条例第 3 条第 4 号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の職員の育児休業等に関する条例第 3 条第

4号の規定により職員が申し出た計画とみなす。様式第1